

第22回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連 結 持 分 変 動 計 算 書

連 結 注 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

株式会社レノバ

上記の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.renovainc.com/ir/meeting>) に掲載することにより株主の皆様にご提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を次のとおり整備しています。また、当社は、2021年5月10日に開催した取締役会において、基本方針に定める各事項について、2020年度における構築・運用状況を評価し、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しました。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制

【内部統制システムに関する基本方針】	【2020年度の運用状況の概要】
<p>①企業としての社会的役割・責任の下、企業理念に関する「RENOVAの理念」、企業倫理に関する「コンプライアンス憲章」に従い、当社グループ役職員一同が、社会とともに成長・発展していく基本姿勢を持つよう徹底する。</p> <p>②取締役及び執行役員は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及びその他の社内規程等に従い、業務を執行する。</p> <p>③監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、会計監査人、内部監査室と連携して、「監査役会規程」に則り、取締役及び執行役員の職務執行の適正性について監査を実施する。</p> <p>④代表取締役社長CEOを委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の強化に必要な施策を立案・実施するとともに、コンプライアンスに関する課題及び対応状況を定期的に取締役会に報告する。また、コンプライアンス違反があった場合は、厳正な処分を課す。</p> <p>⑤すべての取締役、監査役、執行役員及び使用人を対象とした内部通報制度を整備し、コンプライアンス違反等の未然防止及び早期発見を図る。また、通報者に対し不利益が生じない体制を構築する。</p>	<p>①原則毎月開催する「社員会」において、「RENOVAの理念」に則った事業活動の共有を行い、理念の浸透を図っています。また、「コンプライアンス憲章」の遵守を確認を毎年当社グループの全役職員に対して行い、コンプライアンス意識の向上に取り組んでいます。</p> <p>②取締役及び執行役員は、取締役会の決定した業務分掌に基づき、法令、定款、取締役会決議及びその他の社内規程等に従い、業務を執行しています。当該業務執行状況は、定期的に取締役会に報告されています。</p> <p>③監査役は、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要会議への出席、当社及び子会社の拠点往査、当社及び重要な子会社の代表取締役その他経営幹部との意見交換等により、当社の取締役及び執行役員並びに子会社の取締役の職務執行の適正性について監査を実施しています。</p> <p>④コンプライアンス委員会を年3回開催し、当社及び子会社のコンプライアンス体制の強化を図っています。また、常勤監査役も当該委員会に出席し連携するとともに、社外役員にも議事録及び資料を共有した上で、取締役会へ年次活動報告を行っています。</p> <p>⑤「企業倫理ホットライン」を設置し、外部弁護士、常勤監査役及び内部監査室担当者を窓口として、当社グループにおいて運用を行い、これらの施策の効果について定期的に検証し改善を行っています。また、当該制度のポスター掲示等、ホットラインの周知を継続的に実施するほか、ホットラインに報告・相談を行った者が不利益取扱や嫌がらせ等を受けない体制が確保されています。</p>

【内部統制システムに関する基本方針】	【2020年度の運用状況の概要】
⑥他の業務部門から独立した、代表取締役社長CEOが直接管理する内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従った内部監査を実施する。	⑥代表取締役社長CEOが直轄管理する内部監査室は、「内部監査規程」に則り、内部統制システムの有効性を監査し、その結果及び改善課題を代表取締役社長CEO及び監査役等に報告しています。

(2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する方針及び体制

【内部統制システムに関する基本方針】	【2020年度の運用状況の概要】
<p>①株主総会議事録、取締役会議事録の法定文書のほか、取締役及び執行役員の職務執行に関わる情報は、定款、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「情報管理規程」及び「文書保存管理規程」等に従い、適正に保存・管理する。</p> <p>②情報の保存及び管理が規程に従い適正になされているか内部監査室による監査等により確認する。</p> <p>③会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部門を設置するとともに、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示する。</p>	<p>①株主総会議事録、取締役会議事録はじめ、経営会議議事録等、取締役及び執行役員の職務執行に関わる情報は、定款及び社内規程等に従い適正に保存・管理されています。</p> <p>②情報の保存及び管理の状況については、内部監査室による監査をはじめ、監査役監査においても確認されています。</p> <p>③「情報開示マニュアル」に基づき、代表取締役社長CEOが情報開示担当役員を任命し、情報開示担当役員が所管するIR室を情報開示担当部門として設置し、適時適切に開示しています。</p>

(3) 損失の危険の管理に関する規程、その他の方針及び体制

【内部統制システムに関する基本方針】	【2020年度の運用状況の概要】
<p>①リスク管理に関する基本的な事項は「リスク管理規程」に従い、危機発生の防止と損失の最小限化を図る。また、経営企画室を主管部門として「リスク管理委員会」を設置し、経営活動上のリスクとして、市場関連リスク・信用リスク・品質リスク・コンプライアンスリスク等を認識し、そのリスクカテゴリー毎の把握と対応の体制を整備する。</p> <p>②重大な事態が生じた場合には、「危機管理規程」に従い、迅速な危機管理対策が実施できる体制を整備する。</p>	<p>①「リスク管理規程」に則り、「リスク管理委員会」において、当社及び子会社の重要なリスクについて毎年見直しを行い、当社グループ全体のリスク管理に努めるとともに、活動内容は取締役会へ年次報告を行っています。</p> <p>②当社及び子会社において災害等の重大な事態が生じた場合、「危機管理規程」に基づき、危機対策委員会を設置し、その指示のもと、被害及び損失の極小化を図る体制を整備しています。</p>

【内部統制システムに関する基本方針】	【2020年度の運用状況の概要】
③「決裁権限規程」に従い、所定の権限及び責任に基づいた業務及び予算の執行を徹底し、未然にリスク回避を図る。	③「決裁権限規程」に則り、所定の権限及び責任に基づいた業務及び予算の執行を徹底し、未然の損失の危機回避のための体制が整備されています。

(4) 取締役及び執行役員の職務の執行が、効率的に行われることを確保するための方針及び体制

【内部統制システムに関する基本方針】	【2020年度の運用状況の概要】
<p>①取締役会は、年8回以上開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、執行役員以下の職務執行の状況を監督する。</p> <p>②代表取締役社長CEO、常勤の取締役、執行役員、本部長、代表取締役社長CEOが指名する部門長で構成する経営会議を原則毎月2回開催し、業務執行上の重要課題について報告・審議を行う。</p> <p>③適正かつ効率的な業務の執行を確保するため、「組織規程」等において各役職者の権限及び責任の明確化を図る。</p> <p>④職務執行の決定を適切かつ機動的に行うために、必要に応じ各種の社内委員会を設置し、担当分野における経営課題について慎重な協議を行い、取締役会の意思決定に資する。</p>	<p>①2020年度においては、取締役会が9回開催され、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、執行役員以下の職務執行の状況が報告されています。</p> <p>②2020年度においては、経営会議が32回開催され、業務執行上の重要課題について審議・報告が行われました。</p> <p>③「組織規程」において、各組織の職務分掌及び役職者の責任を明確にし、「決裁権限規程」において各役職者の権限を明示しています。また、より迅速な意思決定に基づく業務執行を実現するため、権限委譲を進めています。</p> <p>④「指名・報酬委員会」、「コンプライアンス委員会」、「安全衛生委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、各分野における経営課題について、慎重かつ迅速な協議を行い、経営改善及び取締役会の意思決定に資する活動を行っています。</p>

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における、業務の適正を確保するための方針及び体制

【内部統制システムに関する基本方針】	【2020年度の運用状況の概要】
①当社及び子会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役社長CEO、監査役、部門責任者及び子会社の管掌部門の責任者に報告し、内部統制の指導、実施の支援を行い、改善を図る。	①「(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制」の運用状況のとおり、子会社においても過去の監査実績や財務状況等により、リスクが高いと判断する子会社に対し内部監査を実施し、継続的に内部統制の改善支援を行っています。

【内部統制システムに関する基本方針】	【2020年度の運用状況の概要】
<p>②当社及び子会社の月次業績レビューや業務管理状況を確認し、当社取締役会及び経営会議への報告を行い、当社及び子会社の業務執行の適正を確保する。</p> <p>③代表取締役社長CEOを委員長とする「コンプライアンス委員会」にて、子会社の事業内容や規模に応じたコンプライアンス体制の整備を図る。</p> <p>④「(3) 損失の危険の管理に関する規程、その他の方針及び体制」に記載するリスク管理体制について、子会社においても事業内容、規模及び重要性等に応じ整備を促進し、適切なリスク管理を行う。</p> <p>⑤管掌部門を中心とした子会社管理を行い、各子会社の適切かつ効率的な運営を促進する。</p>	<p>②「関係会社管理規程」に則り、管掌部門を中心として子会社の月次業績レビューや子会社の取締役等の職務執行状況報告を通じ子会社の状況及び課題を把握し、適宜当社取締役会及び経営会議へ報告が行われています。</p> <p>③当社「コンプライアンス委員会」において当社及び子会社全体のコンプライアンス状況の確認を行い、当社グループとして、実効的なコンプライアンス体制の整備を図っています。</p> <p>④子会社においても事業内容や規模に応じて必要なリスク管理体制の整備を促進することで、未然の損失の危機回避のための体制が整備されています。</p> <p>⑤子会社の独立性に配慮しつつも、当社から子会社への役員派遣及び決裁権限の明確化により、適切かつ効率的な子会社管理を行う体制を構築し、運用しています。</p>

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

【内部統制システムに関する基本方針】	【2020年度の運用状況の概要】
<p>①監査役は、取締役会、経営会議のほか、社内各種重要会議に出席し、取締役及び執行役員の職務の執行状況を確認する。</p> <p>②取締役及び執行役員は、主な業務執行について適宜適切に監査役に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。</p>	<p>①「(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制」の運用状況③に記載のとおりです。</p> <p>②取締役及び執行役員は、取締役会及び経営会議において、監査役にも業務執行について適宜適切に報告を行っており、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときも、直ちに監査役に報告を行う体制が整備されています。</p>

【内部統制システムに関する基本方針】	【2020年度の運用状況の概要】
<p>③取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、定期的に、また随時監査役に事業の報告を行う。</p> <p>④内部監査室は、定期的に内部監査結果を監査役に報告する。</p> <p>⑤監査役が当社及び子会社の取締役及び監査役並びに使用人から報告を受けることができるよう、内部通報制度を整備する。</p> <p>⑥当社及び子会社の取締役及び監査役並びに使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇を、一切行わない。</p>	<p>③監査役のある場合には、監査役に対する報告を行うこととしています。</p> <p>④内部監査室は、定期的に内部監査結果等を監査役に報告しており、監査役と適宜連携を図る体制となっています。</p> <p>⑤当社の企業倫理ホットラインにおいては、常勤監査役も通報窓口としており、監査役が当社及び子会社の取締役及び監査役並びに使用人から報告を受けることができる体制を整備しています。</p> <p>⑥「(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制」の運用状況⑤に記載のとおり、「企業倫理ホットライン」等を通じた通報窓口への情報提供者に対して、不利益が生じない体制が整備されています。</p>

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

【内部統制システムに関する基本方針】	【2020年度の運用状況の概要】
<p>①監査役が必要と認め、設置要請がある場合は、専任部署を設置する。また、その使用人は社内組織から独立したものとし、監査役が必要な業務を命令する。また、その人事異動・人事評価等は監査役の同意を得るものとする。</p>	<p>①当社は監査役室を設置し、監査役の職務の補助を行っています。また、その使用人は社内組織から独立したものとし、監査役が必要な業務を命令する体制となっています。</p>

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

【内部統制システムに関する基本方針】	【2020年度の運用状況の概要】
<p>①代表取締役社長CEO、会計監査人、内部監査室は、監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。</p>	<p>①代表取締役社長CEO、会計監査人、内部監査室は、監査役の求めに応じ、それぞれ定期的に監査役と意見交換を実施しています。また、会計監査人、内部監査室、監査役による定例の三様監査連絡会を原則年4回実施し、連携を継続的に図ることで、監査の実効性を確保しています。</p>

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針

【内部統制システムに関する基本方針】	【2020年度の運用状況の概要】
①監査役の職務に必要な費用について、監査役の監査計画に応じて予算化し、有事における監査費用についても監査役又は監査役会の要請により適切かつ迅速にこれを前払い又は償還する。	①監査役の職務に必要な費用については、監査計画に応じて予算化されており、監査役又は監査役会の要請により監査に必要とされた費用については、適切かつ迅速にこれを前払い又は償還しています。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

【内部統制システムに関する基本方針】	【2020年度の運用状況の概要】
①財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告については、「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、適切に整備、運用を行う。	①代表取締役社長CEO及び最高財務責任者（CFO）を責任者として、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部監査室が、その仕組みが適正に機能することを計画的かつ継続的に評価しており、不備があれば必要な是正を行います。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

【内部統制システムに関する基本方針】	【2020年度の運用状況の概要】
①反社会的勢力からの圧力に対しては、毅然とした対応をとる。また、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたない。	①当社は、「コンプライアンス憲章」において反社会的勢力からの圧力に対しては、毅然とした対応をとる旨を定め、すべての取引先及び役員について、外部専門機関と連携し反社会的勢力との関係の有無を確認しています。また、取引に係る契約締結の際には、反社会的勢力との関係がない旨の表明保証、関係判明の際の即時解除の規定を設けております。

連結持分変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
当期首残高	2,175	1,398	9,217	△496
当期利益	—	—	11,507	—
その他の包括利益	—	—	—	—
当期包括利益合計	—	—	11,507	—
新株の発行	94	99	—	—
株式報酬取引	—	138	—	—
連結範囲の変動	—	—	△2	—
自己株式の処分	—	—	—	8
配当金	—	—	—	—
その他の増減	—	△156	—	—
所有者との取引額合計	94	81	△2	8
当期末残高	2,269	1,479	20,722	△489

	その他の資本の 構成要素	親会社の所有者に 帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
当期首残高	624	12,918	3,991	16,909
当期利益	—	11,507	577	12,084
その他の包括利益	△9,353	△9,353	110	△9,243
当期包括利益合計	△9,353	2,154	688	2,842
新株の発行	—	192	—	192
株式報酬取引	—	138	—	138
連結範囲の変動	—	△2	5,201	5,199
自己株式の処分	—	8	—	8
配当金	—	—	△587	△587
その他の増減	—	△156	320	164
所有者との取引額合計	—	180	4,933	5,114
当期末残高	△8,729	15,252	9,612	24,864

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 25社
- ・主要な連結子会社の名称 事業報告内の「1.企業集団の現況 (3) 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

3. 持分法の適用に関する事項

- ・持分法適用の関連会社数 11社
- ・主要な会社等の名称 秋田由利本荘洋上風力合同会社

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 金融商品

(i) 非デリバティブ金融資産

金融資産はその当初認識時に、償却原価で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、及び、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

当社及びその子会社（以下、「当社グループ」という。）では、償却原価で測定する金融資産については発生日に当初認識しており、それ以外の金融資産については取引日に当初認識しています。

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てが移転している場合において、認識を中止しています。

(a) 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産は、重大な金融要素を含んでいない営業債権等を除き、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しています。重大な金融要素を含んでいない営業債権等については取引価格で当初測定しています。また、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しています。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しています。

公正価値で測定する金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されたもの以外の金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産には、売買目的で保有する金融資産が含まれます。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値により測定し、その取得に直接起因する取引コストは、発生時に純損益で認識しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しています。

(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定する負債性金融商品のうち、次の条件がともに満たされる場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するため及び売却するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、その累計額を純損益に振り替えています。

また、売買目的ではない資本性金融商品への投資については、当初認識時に、その公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行うことが認められており、当社グループでは金融商品ごとに当該指定を行い、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に分類しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合にその累積額を利益剰余金に振り替えており、純損益には振り替えていません。なお、配当については、当該配当金が明らかに投資の取得原価の回収を示している場合を除いて純損益として認識しています。

(ii) 金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品及び契約資産について、金融資産の信用リスクが当初認識以後に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る損失評価引当金を12ヶ月

の予想信用損失に等しい金額で測定しています。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かは、当初認識時における債務不履行発生リスクと各四半期における債務不履行発生リスクを比較して判断しています。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産に対する損失評価引当金は、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています。

金融資産の予想信用損失は、次のものを反映する方法で見積っています。

- (a) 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される偏りのない確率加重金額
- (b) 貨幣の時間価値
- (c) 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

損失評価引当金の繰入額及び戻入額は純損益として認識しています。また、金融資産の全部又は一部分を回収できないと合理的に判断される場合は、金融資産の帳簿価額を直接償却しています。

(iii) 非デリバティブ金融負債

非デリバティブ金融負債は、契約条項の当事者となった取引日に当初認識し、償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しています。非デリバティブ金融負債は、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し又は失効となった時に認識を中止しています。

(a) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債は、当初認識時には公正価値からその発行に直接起因する取引コストを減算して測定しています。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しています。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、当初認識時には公正価値で測定しています。また当初認識後は公正価値で測定し、その変動については純損益として認識しております。

(iv) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループでは、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするために、先物為替予約取引、金利スワップ取引を行っています。

当社グループでは、ヘッジ会計の開始時においてヘッジ関係並びにヘッジの実施についてのリスク管理目的及び戦略の公式な指定及び文書化を行っています。当該文書にはヘッジ手段の特定、ヘッジの対象となる項目又は取引、ヘッジされるリスクの性質、及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の有効性の評価方法が含まれています。また、当社グループでは、これらのヘッジについて、ヘッジされたリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し極めて有効であると見込んでいますが、ヘッジ指定されていた会計期間を通じて実際に極めて有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しています。

デリバティブは公正価値で当初認識しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動は次のとおり処理しています。

(a) ヘッジ指定されているデリバティブ

ヘッジ手段であるデリバティブ取引には先物為替予約及び金利スワップがあり、その公正価値変動のうち有効なヘッジと判定される部分は、その他の包括利益として認識しています。

その他の包括利益に認識した金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える会計期間においてその他の資本の構成要素から純損益に振り替えています。

ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合、ヘッジ比率を調整してもなお、ヘッジの適格要件を満たさなくなった場合には、ヘッジ会計を将来に向けて中止しています。

(b) ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブの公正価値の変動は純損益として認識しています。

② 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額とのいずれか低い金額で測定しています。取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のコストの全てを含んでおり、原価の算定にあたっては、主として総平均法により配分されています。正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積売価から、完成までの見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額です。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産については、当初認識後の測定に原価モデルを採用しており、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で測定しています。取得原価には資産の取得に直接関連する費用、資産の解体及び除去費用、原状回復費用の当初見積額、並びに資産計上の要件を満たす借入コストが含まれています。有形固定資産の構成要素の耐用年数が構成要素ごとに異なる場合は、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しています。

土地、建設仮勘定以外の有形固定資産は、使用が可能となった時点から、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却しています。主要な有形固定資産の見積耐用年数は次のとおりです。

- ・建物及び構築物 : 2～21年
- ・機械装置及び運搬具 : 2～20年

② のれん及び無形資産

のれんは償却を行わず、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で測定しています。

無形資産については、当初認識後の測定に原価モデルを採用しており、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しています。

個別に取得した無形資産は取得原価で測定しており、企業結合により取得した無形資産の取得原価は企業結合日の公正価値で測定しています。

耐用年数を確定できる無形資産はそれぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で償却しています。主要な無形資産の見積耐用年数は次のとおりです。

- ・契約関連無形資産 : 20年
- ・工事負担金 : 15～20年
- ・内部利用目的のソフトウェア : 3～5年
- ・その他無形資産 : 10～19年

なお、償却方法、残存価額及び耐用年数は毎年見直し、必要に応じて調整しています。

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は償却を行わず、毎年同時期及び減損の兆候を識別した場合はその都度、その資産の回収可能価額を見積っています。

(3) リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定します。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいます。

① 借手

当社グループは、リースの開始日において使用権資産とリース負債を認識しています。使用権資産は、取得原価で当初測定しています。この取得原価は、リース負債の当初測定額に、開始日又はそれ以前に支払ったリース料を調整し、発生した当初直接コストと原資産の解体及び除去、原資産又は原資産の設置された敷地の原状回復の際に生じるコストの見積りを加え、受領済みのリース・インセンティブを控除して算定しています。

当初認識後においては、原価モデルを採用しており、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で測定しています。使用権資産は、リース開始日から使用権資産の耐用年数の終了時又はリース期間の終了時のいずれか早い方まで、定額法により減価償却しています。リース期間については、リースの解約不能期間に加えて、行使することが合理的に確実である場合におけるリース延長オプションの対象期間と、行使しないことが合理的に確実である場合におけるリースの解約オプションの対象期間を含む期間として決定しています。

リース負債は、開始日時点で支払われていないリース料をリースの計算利率を用いて割り引いた現在価値で当初測定しています。当社グループでは、リースの計算利率が容易に算定できない場合は、追加借入利率を割引率として使用しています。

リース負債の測定に含めるリース料総額は、固定リース料（実質的な固定リース料を含む）、指数又はレートに基づいて算定される変動リース料、残価保証に基づいて支払うと見込まれる金額、当社グループが行使することが合理的に確実である場合の購入オプションの行使価格、延長オプションを行使することが合理的に確実である場合のオプション期間のリース料、及びリースの早期解約に対するペナルティの支払額（当社グループが早期解約しないことが合理的に確実な場合を除く）より構成されています。

リース負債は、実効金利法による償却原価で測定しています。指数又はレートの変動により将来のリース料が変動した場合、残価保証に基づいて支払うと見込まれる金額の見積りが変動した場合、又は購入、延長、あるいは解約オプションを行使するかどうかの判定が変化した場合、リース負債は再測定されます。このようにリース負債を再測定する場合、対応する修正は使用権資産の帳簿価額を修正するか、使用権資産の帳簿価額がゼロまで減額されている場合には純損益として認識します。

当社グループは、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産のリースについて、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しています。当社グループは、これらのリースに係るリース料をリース期間にわたり定額法により費用として認識しています。

② 貸手

当社グループは、貸手のリース取引について、リースの開始日にファイナンス・リース又はオペレーティング・リースのいずれかに分類しています。

ファイナンス・リースに基づいて保有している資産は、リース開始日において、正味リース投資未回収額に等しい金額で債権として表示しています。

オペレーティング・リース取引において、受取リース料は、リース期間にわたって定額法により収益として認識しています。

(4) 非金融資産の減損

当社グループは毎決算日において、棚卸資産及び繰延税金資産を除く非金融資産について、資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しています。減損の兆候が存在する場合には、個別の資産又は資金生成単位ごとの回収可能価額に基づき減損テストを実施しています。なお、のれん、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は償却を行わず、每期同時期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

減損テストにおいて、資産は、継続的な使用により他の資産又は資金生成単位のキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループに集約し、のれんは、企業結合のシナジーが得られると期待される最小の資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しています。当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積っています。

回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方で算定しています。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しています。

個別の資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合には純損益にて減損損失を認識し、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しています。

のれん以外の非金融資産に係る減損損失は、減損損失がもはや存在しないか又は減少している可能性を示す兆候が存在する場合に当該資産の回収可能価額を見積っており、回収可能価額が減損処理後の帳簿価額を上回った場合には減損損失の戻入れを行っています。なお、減損損失の戻入れは過去の期間において当該資産に認識した減損損失がなかった場合の帳簿価額を超えない範囲を上限として回収可能価額と帳簿価額との差額を純損益にて認識しています。

(5) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的債務又は推定的債務を有し、その債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出の可能性が高く、かつその資源の流出の金額について信頼できる見積りができる場合に認識しています。

引当金は見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及びその負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いています。時間の経過による影響を反映した引当金の増加額は、金融費用として認識しています。

資産除去債務は、資産の解体・除去費用、原状回復費用、並びに資産を使用した結果生じる支出に関して引当金を認識するとともに、当該資産の取得原価に加算しています。将来の見積費用及び適用された割引率は毎年見直され、修正が必要と判断された場合は当該資産の帳簿価額に加算又は控除し、会計上の見積りの変更として処理しています。

(6) 売上収益

当社グループは、次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

なお、顧客との契約獲得のための増分コストについて、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しています。契約獲得のための増分コストとは顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうものです。顧客との契約を履行するためのコストは、当該コストが、契約に直接関連しており、履行義務の充足に使用される会社の資源を創出又は増価する、及び当該費用の回収が見込まれる場合に資産として認識しています。

資産として認識された顧客との契約の獲得又は履行のためのコストは、各契約期間にわたり、関連する収益に対応させて定額法で償却しています。

取引価格は顧客との契約に従っており、変動対価や重大な金融要素が含まれている場合は、契約条件等に基づき取引価格を見積って調整しています。

複数の履行義務が含まれている契約の取引価格は、過去の実績等を基に見積った、それぞれの履行義務の独立販売価格の比率で按分しています。

具体的な収益認識基準は、次のとおりです。

① 一時点で充足される履行義務

当社グループにおいて一時点で充足される履行義務には、主として、開発事業には事業開発業務契約、発電事業には売電契約がありますが、これらは、契約において支配の移転時点が明記されている場合には当該支配の移転時に、そうでない場合には主として顧客への引渡時に収益を認識しています。

② 一定の期間にわたり充足される履行義務

次の要件のいずれかに該当する場合は、製品又は役務に対する支配が一定期間にわたり移転するため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しています。

(a) 顧客が履行によって提供される便益を、履行するにつれて同時に受け取って消費する。

(b) 履行が、資産を創出するか又は増価させ、顧客が当該資産の創出又は増価について支配する。

(c) 履行が、他に転用できる資産を創出せず、かつ、現在までに完了した履行に対する支払いを受ける強制可能な権利を有している。

当社グループにおいて一定の期間にわたり充足される履行義務には、主として、開発事業に工事管理契約と運営管理契約があり、履行義務の充足に応じて収益を認識しています。

(7) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レートでグループ企業の各機能通貨に換算しています。

外貨建貨幣性資産・負債は、報告日の為替レートで機能通貨に換算しています。外貨建の公正価値で測定される非貨幣性資産・負債は、その公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しています。為替換算差額は通常、純損益で認識しています。ただし、当該資産及び負債に係る利得又は損益がその他の包括利益

として認識される場合には、為替換算差額は、その他の包括利益で認識しています。

外貨建の取得原価に基づいて測定されている非貨幣性項目は、取引日の為替レートで換算しています。

② 在外営業活動体

在外営業活動体の資産・負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含め、報告日の為替レートで表示通貨に換算しています。在外営業活動体の収益及び費用は著しい変動がない限り、平均為替レートで表示通貨に換算しています。為替換算差額はその他の包括利益で認識し、為替換算差額を非支配持分に配分している部分を除き、その他の資本の構成要素である在外営業活動体の外貨換算差額に累積しています。

在外営業活動体の一部又は全てを処分し、支配、重要な影響力又は共同支配企業の取決めに喪失する場合には、その在外営業活動体に関連する外貨換算差額の累積金額を、処分に係る利得又は損失の一部として純損益に組み替えます。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

6. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

その他の金融資産（非流動）	5,285百万円
無形資産	11,457百万円
その他の資本の構成要素	△4,822百万円

当社は、持分法適用会社の他共同出資者との出資者間合意の定めにより、一定期間の経過後に一定の価格にて当社が他共同出資者の出資持分を買い取る権利（コール・オプション）を有している場合があります。当コール・オプションの当連結会計年度末の公正価値の金額が、連結財政状態計算書上、その他の金融資産（非流動）に計上されています。

また、当社は、「企業結合に関する注記」に記載のとおり、企業結合日に受け入れた資産として無形資産を計上しています。

これらの公正価値は割引キャッシュ・フロー法にもとづき算定されます。算定に際し、コール・オプションについては持分法適用会社の、企業結合日に受け入れた無形資産については被取得企業の事業計画を前提とした将来キャッシュ・フロー予想と外部専門家が算定した割引率を前提条件として算定しています。これらの前提条件は、経営者による最善の見積りに基づいて決定されていますが、重要な観察不能なインプットを含みます。これら観察不能なインプットが将来の経済条件の変動等により変動した場合、公正価値に重要な影響を与える可能性があります。

当社の一部の持分法適用会社は、長期に亘るバイオマス燃料購入契約に対して為替予約を締結し、その契約を長期包括為替予約として、予定取引から発生する将来キャッシュ・フローを固定化しています。当該為替予約の公正価値変動に対してはヘッジ会計が適用されており、当該公正価値の金額が、持分法によるその他の包括利益を通じて、連結財政状態計算書上、その他の資本の構成要素に計上されています。

ヘッジ対象である長期燃料購入契約は、予定取引であり、ヘッジ会計適用にあたっては、事業計画に即して当該取引が実行される可能性が極めて高い必要があります。この実行可能性については経営者による最善の見積りにより極めて高いと判断していますが、不確実性も伴います。将来の状況の変化等により取引の実行可能性が低くなりヘッジ会計の適格要件を満たさない状況となった場合、ヘッジ会計が中止される場合があります。

7. 会計方針の変更に関する注記

当社グループが、当連結会計年度より適用している主な基準書は、以下のとおりです。

基準書	基準名	新設・改訂の概要
IFRS 第9号 IAS 第39号 IFRS 第7号	金融商品 金融商品：認識及び測定 金融商品：開示	IBOR改革によって引き起こされる不確実性潜在的な影響を軽減するために、特定のヘッジ会計の要件を改訂（フェーズ1）

経過規定に準拠して適用しており、上記の基準書の適用が連結計算書類に与える重要な影響はありません。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

引出制限付預金	19,050百万円
営業債権及びその他の債権	1,956百万円
棚卸資産	35百万円
有形固定資産	97,780百万円
無形資産	13,523百万円
持分法で会計処理されている投資	2,393百万円
その他	64百万円
計	134,801百万円

上記の資産に加えて、子会社株式7,595百万円を担保に供しています。

(2) 担保に係る債務

借入金（流動）	5,148百万円
借入金（非流動）	106,493百万円
計	111,641百万円

上記の他、持分法適用会社である刈田バイオマスエナジー株式会社、合同会社御前崎港バイオマスエナジー、合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー及び合同会社都都バイオマスエナジーにおいて、101,077百万円の借入を行っています。

2. 有形固定資産（使用権資産を除く）の減価償却累計額 18,586百万円

3. 保証債務等

関係会社の金融機関からの借入に対し、当社は同社の他の出資者とともに、一定の事象の発生を条件として、スポンサーサポート契約を差し入れています。なお、以下では、複数の保証人がいる連帯保証契約で、保証人間の取決め等により、当社グループの負担割合又は負担額が明示され、かつ、他の連帯保証人の負担能力が十分であると判断される場合の、当社グループの負担額を表示しています。

荏田バイオマスエナジー株式会社	17,818百万円
合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー	11,295百万円
合同会社社の都バイオマスエナジー	16,014百万円
合計	45,127百万円

以下の関係会社の支払債務に対して保証を行っています。

秋田由利本荘洋上風力合同会社	7,746百万円
----------------	----------

4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

運転資金等の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	162,254百万円
借入実行残高	118,245百万円
借入未実行残高	44,009百万円

5. 財務制限条項

当社及び連結子会社の当連結会計年度末の借入金には、金銭消費貸借契約の中で、一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されているものがあります。当該条項に違反した場合、予定より早期に借入金を返済しなければならなくなる可能性があります。当該条項への条項への準拠を確保するために、財務制限条項は財務部及び関連管理部門によりモニタリングされ経営陣に報告されています。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	76,807,600株	1,282,800株	一株	78,090,400株

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使による増加です。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

[株式会社レノバ]

内 訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)			
		当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
第 16 回 2011年2月26日付与	普通株式	36,800	—	36,800	—
第 18 回 2012年7月24日付与	普通株式	100,800	—	86,400	14,400
第 19 回 2013年2月27日付与	普通株式	41,600	—	30,400	11,200
第 20 回 2014年4月30日付与	普通株式	68,800	—	33,600	35,200
第 21 回 2014年4月30日付与	普通株式	139,200	—	62,400	76,800
第 22 回 2014年7月30日付与	普通株式	121,600	—	56,000	65,600
第 23 回 2015年8月29日付与	普通株式	22,400	—	19,200	3,200
第 24 回 2015年10月27日付与	普通株式	51,200	—	32,000	19,200
第 25 回 2016年1月27日付与	普通株式	584,000	—	217,600	366,400
第 26 回 2016年9月27日付与	普通株式	630,400	—	384,000	246,400
第 27 回 2016年10月8日付与	普通株式	686,400	—	307,200	379,200
第1回株式報酬型 2017年12月12日付与	普通株式	—	29,600	17,200	12,400
合 計		2,483,200	29,600	1,282,800	1,230,000

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものについては除いています。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループでは、経営原則の一つとして株式価値の持続的な向上を掲げています。当社は株主還元を重要な経営課題と認識しており、経営体質強化のための内部留保、経営成績及び財政状態を勘案し、株主還元政策を決定しますが、現時点では、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株式価値の長期最大化に向け、将来の事業拡大に必要な不可欠な開発投資等の成長投資を第一優先とする方針を有しています。

また、当社グループは、資本効率を向上させながら大型の再生可能エネルギー発電所の開発投資を行うために、金融機関からの長期の借入を活用しています。当社グループの再生可能エネルギー事業は多額の初期投資を必要とする事業であり、減価償却費等の償却費の費用に占める割合が大きくなる傾向にあります。一過性の償却負担に過度に左右されることなく、企業価値の増大を目指し、もって株式価値の向上に努めるべく、当社グループでは、経営指標として金利・税金・償却前利益であるEBITDAを重視し、その持続的な増大を目指していきます。

(2) 財務上のリスク

当社グループの事業活動は、事業環境・金融市場環境による影響を受けます。事業活動を行う過程で保有する金融商品は財務上のリスク(①信用リスク、②流動性リスク、③市場リスク((i)為替変動リスク、(ii)金利変動リスク))に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っています。リスク管理にあたっては、リスク発生要因の根本からの発生を防止することでリスクを回避し、回避できないリスクについてはその低減を図るようにしています。

また、当社グループは、デリバティブ取引を為替変動リスク又は金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

① 信用リスク

営業債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うことにより、回収遅延がないことを確認しながら管理しています。

デリバティブ取引は、カウンターパーティーの信用リスクに晒されています。カウンターパーティーの信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

② 流動性リスク

流動性リスクとは、当社グループが現金又はその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクです。

営業債務及びその他の債務、借入金、リース負債、その他の金融負債は流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、連結各社単位で資金繰り計画を作成し、適時に更新することにより、当該リスクを管理しています。

③ 市場リスク

(i) 為替変動リスクの内容及び管理方針

当社グループにおける海外から輸入するバイオマス発電燃料に係る長期燃料購入契約は外貨建取引であり、2023年以降を予定している発電所の運転開始後に為替相場が変動した場合に、当社グループの財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、当該為替変動リスクをヘッジするために長期包括為替予約を締結し、予定取引から発生する将来キャッシュ・フローを固定化しています。

当社グループは、リスク管理規程等の社内管理規程に基づき、為替予約の重要な契約条件をヘッジ対象の条件と整合させる方針を有しています。

(ii) 金利変動リスクの内容及び管理方針

当社グループの長期借入金は、主に設備投資及び運転資金を目的に調達したものです。変動金利の借入金については、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち一部については、支払金利の変動リスクを回避するために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用し、将来キャッシュ・フローを固定化しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

連結財政状態計算書上、公正価値で測定されていない金融商品の帳簿価額と公正価値は次のとおりです。帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品は以下の表には含めていません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
金融負債		
償却原価で測定される金融負債		
長期借入金	136,530	139,189
社債	13,930	13,890
合計	150,460	153,079

上記には1年以内に返済予定の残高を含めています。長期借入金及び社債の公正価値は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり親会社所有者帰属持分 196円27銭
- 基本的1株当たり当期利益 149円67銭

(注) 当社は、2018年8月29日の株主総会決議に基づき、株式報酬制度を導入しています。前連結会計年度において、同制度に関連して当社が金銭を抛出することにより設定した信託を通じて取得された当社株式は自己株式として計上しています。当連結会計年度において、1株当たり資本合計の算定上、期末発行済株式総数から同自己株式381,500株を控除しており、基本的1株当たり当期利益の算定上、期中平均株式数の計算において同自己株式383,373株を控除しています。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(企業結合に関する注記)

1. 企業結合の概要

- (1) 被取得企業の名称及び事業の内容資本管理
被取得企業の名称：徳島津田バイオマス発電所合同会社
被取得企業の事業の内容：木質バイオマス専焼発電事業
- (2) 企業結合を行った主な理由
徳島津田バイオマス発電所合同会社は2019年3月の設計着手以降、現在は基礎工事を進めており、2023年3月の運転開始に向けて建設工程は順調に進捗しています。建設工程の本格化に先立ち、本事業に対するコミットメントを更に高めるとともに、バイオマス事業に係るノウハウを蓄積することを目的として、一部の共同出資者が保有する出資持分を譲り受け、子会社化いたしました。
- (3) 取得日
2021年3月29日（出資持分取得日）
- (4) 被取得企業の支配獲得の経緯及び取得した議決権割合
被取得企業の支配を獲得した方法：議決権取得
追加取得前の議決権比率 38.3%
追加取得した議決権比率 26.1%
追加取得後の議決権比率 64.4%

2. 企業結合日に受入れた資産及び負債の公正価値、非支配持分、取得対価及びのれん

有形固定資産	13,035百万円
無形資産	13,821
金融資産	11,787
その他資産	5,621
借入金(非流動)	△18,999
その他負債	△7,694
純資産	17,570
非支配持分	△5,201
支払対価の公正価値	△618
既保有持分の公正価値	△7,344
オプションの公正価値	△4,407
のれん	—

非支配持分は、被取得企業の識別可能な純資産に対する非支配株主の持分割合で測定しています。受入れた資産及び負債の公正価値は、外部専門機関によるデューデリジェンスを通じて精査した財務・資産状況の評価等を総合的に勘案しています。

営業債権及びその他の債権の契約上の総額に重要性はありません。

当該企業結合に係る取得関連費用は、連結損益計算書の「その他の費用」に計上しています。金額の重要性はありません。

3. 支払対価及びその内訳

支払対価の合計は618百万円であり、全て現金で支払っています。

4. 企業結合に伴う再測定による利益

当社が企業結合日に保有していた持分を、企業結合日の公正価値で再測定した結果7,530百万円の差益を認識しています。当該差益は連結損益計算書の「企業結合に伴う再測定による利益」に含まれています。

5. 当社グループの業績に与える影響

被取得企業は、建設中であり、損益が発生する取引は軽微であるため、被取得企業の損益が当社グループの業績に与える影響は極めて限定的です。そのため、プロフォーマ情報の開示は省略しています。

(新型コロナウイルス感染症に関する注記)

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による、当社グループの建設中並びに運転開始済みの大規模太陽光発電事業及びバイオマス発電事業への重大な影響は、当連結会計年度においてはありませんでした。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								新株 予約権	純資産 合計
	資本金	新株式 申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計		
			資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	2,175	6	2,154	2,154	11,311	11,311	△496	15,149	34	15,184
当期変動額										
新株の発行	94	5	94	94				192		192
当期純利益					989	989		989		989
自己株式の処分					△1	△1	8	7		7
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)									70	70
当期変動額合計	94	5	94	94	988	988	8	1,189	70	1,258
当期末残高	2,269	11	2,248	2,248	12,299	12,299	△489	16,338	104	16,442

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|------------------------|--|
| (1) 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法
ただし、匿名組合出資金は個別法によっています。詳細は、「6. (3) 匿名組合出資金の会計処理」に記載しています。 |
| (2) その他有価証券
時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
| (3) たな卸資産
仕掛品 | 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） |
| (4) デリバティブ | 時価法
ただし、金利スワップについて、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しています。 |

2. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|---|---|
| (1) 有形固定資産（リース資産を除く） | 定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 3年～24年
構築物 2年
機械及び装置 8年
工具、器具及び備品 2年～20年
車両運搬具 4年 |
| (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しています。 |
| (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。 |

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費	社債の償還期間にわたり、利息法により償却しています。
-------	----------------------------

4. 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|---|
| (1) 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。 |
| (2) 投資損失引当金 | 投資に対する損失に備えるため、投資先の実情を勘案の上、必要と認められる額を計上しています。 |

- (3) 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。
- (4) 株式給付引当金 株式給付規程に基づく当社の取締役（社外取締役を含む）及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しています。

5. 重要なヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっています。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっています。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建の資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。
- (3) 匿名組合出資金の会計処理
匿名組合出資を行うに際して、匿名組合の財産の持分相当額を投資その他の資産の「その他の関係会社有価証券」として計上しています。匿名組合への出資時に当該資産科目に計上しています。
- (4) 連結納税制度の適用
当社は連結納税制度を適用しています。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しています。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式	24,448百万円
その他の関係会社有価証券	9,812百万円

これら株式もしくは持分は、時価を把握することが極めて困難と認められるため取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、当該被投資会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した時は、相当の減額を行い、当期の損失として処理しています。また、子会社株式等の実質価額が著しく低下している状況には至っていないものの、実質価額がある程度低下したときは、低下に相当する額を投資損失引当金として処理しています。当該見積りは、事業計画の変更等に影響を受ける可能性があり、計画した将来キャッシュ・フロー等の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌期の計算書類において減損損失が生じる可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

関係会社及び出資先の金融機関に対する借入金に対して担保に供している資産は次のとおりです。

関係会社株式	7,775百万円
その他の関係会社有価証券	4,235百万円
計	12,010百万円

(2) 担保に係る債務

当社において上記担保に対応する債務はありませんが、関係会社における借入金167,366百万円の担保に差し入れています。

2. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対し、株主サポート契約又はスポンサーサポート契約を差し入れています。なお、以下では、複数の保証人がいる連帯保証契約で、保証人間の取決め等により、当社グループの負担割合又は負担額が明示され、かつ、他の連帯保証人の負担能力が十分であると判断される場合の、当社の負担額を表示しています。

株式会社水郷潮来ソーラー	1,498百万円
株式会社富津ソーラー	3,608百万円
株式会社菊川石山ソーラー	1,013百万円
株式会社菊川堀之内谷ソーラー	788百万円
九重ソーラー匿名組合事業	4,899百万円
那須塩原ソーラー匿名組合事業	5,034百万円
大津ソーラー匿名組合事業	4,196百万円
ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社	2,047百万円
荻田バイオマスエナジー株式会社	17,818百万円
合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー	11,295百万円
合同会社社の都バイオマスエナジー	16,014百万円
合計	68,210百万円

以下の関係会社の支払債務に対して保証を行っています。

秋田由利本荘洋上風力合同会社	7,746百万円
----------------	----------

3. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりです。

(1) 短期金銭債権	1,600百万円
(2) 短期金銭債務	103百万円

4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金等の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	11,600百万円
借入実行残高	8,469百万円
借入未実行残高	3,131百万円

5. 財務制限条項

当社の当会計年度末の借入金には、金銭消費貸借契約の中で、一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されているものがあります。当該条項に違反した場合、予定より早期に借入金を返済しなければならない可能性があります。当該条項への準拠を確保するために、財務制限条項は財務部によりモニタリングされ経営陣に報告されています。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 4,418百万円

販売費及び一般管理費 91百万円

営業取引以外の取引高 887百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 381,500株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	79百万円
貸倒引当金	25百万円
投資有価証券等評価損	140百万円
会社分割による子会社株式調整額	74百万円
匿名組合分配損益	367百万円
その他	116百万円
繰延税金資産小計	801百万円
評価性引当額	△119百万円
繰延税金資産合計	682百万円
繰延税金負債	
匿名組合分配損益	△29百万円
その他	△48百万円
繰延税金負債合計	△77百万円
繰延税金資産の純額	605百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有割合、被所有割合又は出資割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社レノバ・アセット・マネジメント	所有割合 直接 100.0%	再生可能エネルギー発電事業に関する施設運営・管理の経営運営支援。バックオフィスサービスの提供。役員の兼任あり。	資金の移動 (注1)	45	前受金	96
子会社	株式会社水郷潮来ソーラー	所有割合 直接 68.0%	太陽光発電所の運営支援。役員の兼任あり。	スポンサーサポート契約の締結(注2)(注6)(注9)及び担保提供(注3)	1,498	—	—
子会社	株式会社富津ソーラー	所有割合 直接 51.0%	太陽光発電所の運営支援。役員の兼任あり。	スポンサーサポート契約の締結(注2)(注6)(注9)及び担保提供(注3)	3,608	—	—
子会社	株式会社菊川石山ソーラー	所有割合 直接 63.0%	太陽光発電所の運営支援。役員の兼任あり。	スポンサーサポート契約の締結(注2)(注6)(注9)及び担保提供(注3)	1,013	—	—
子会社	株式会社菊川堀之内谷ソーラー	所有割合 直接 61.0%	太陽光発電所の運営支援。役員の兼任あり。	スポンサーサポート契約の締結(注2)(注6)(注9)及び担保提供(注3)	788	—	—
子会社	九重ソーラー匿名組合事業	出資割合 直接 100.0%	匿名組合出資	スポンサーサポート契約の締結(注2)(注6)(注9)及び担保提供(注3)	4,899	—	—
子会社	那須塩原ソーラー匿名組合事業	出資割合 直接 100.0%	匿名組合出資	スポンサーサポート契約の締結(注2)(注6)(注9)及び担保提供(注3)	5,034	—	—
子会社	大津ソーラー匿名組合事業	出資割合 直接 100.0%	匿名組合出資	スポンサーサポート契約の締結(注2)(注6)(注9)及び担保提供(注3)	4,196	—	—
子会社	ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社	所有割合 間接 69.2%	バイオマス発電所の経営管理支援。役員の兼任あり。	スポンサーサポート契約の締結(注2)(注6)(注9)及び担保提供(注3)	2,047	—	—

種 類	会社等の名称	議決権の所有割合、被所有割合又は出資割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	RENOVA Renewables Asia Pte.Ltd.	出資割合 直接 100.0%	アジアパシフィック地域の事業開発及び投資管理。役員の兼任あり。	増資の引受	9,175	—	—
子会社	人吉ソーラー匿名 組合事業	出資割合 直接 38.0%	事業開発業務の運営支援。匿名組合出資。	事業開発に関する業務の受託(注7)(注8)	—	売掛金	440
関連会社	秋田由利本荘洋上 風力合同会社	所有割合 直接 54.8%	事業開発業務の運営支援。業務執行社員。	増資の引受	1,383	—	—
				支払債務の保証	7,746	—	—
関連会社	苅田バイオマスエ ナジー株式会社	所有割合 直接 43.1%	発電所建設の工事管理支援。役員の兼任あり。	スポンサーサポート契約の締結(注4)(注6)(注9)及び担保提供(注5)	17,818	—	—
関連会社	合同会社石巻ひば り野バイオマスエ ナジー	所有割合 直接 38.0%	事業開発に関する業務の受託。発電所建設の工事管理支援。業務執行社員。	スポンサーサポート契約の締結(注4)(注6)(注9)及び担保提供(注5)	11,295	—	—
				増資の引受	624	—	—
関連会社	合同会社社都の都 バイオマスエナジー	所有割合 直接 29.0%	事業開発に関する業務の受託。発電所建設の工事管理支援。業務執行社員。	事業開発に関する業務の受託(注7)(注8)	2,400	売掛金	572
				スポンサーサポート契約の締結(注4)(注6)(注9)及び担保提供(注5)	16,014	—	—
				増資の引受	783	—	—
関連会社	株式会社南阿蘇湯 の谷地熱	所有割合 直接 30.0%	事業開発業務の運営支援。役員の兼任あり。	資金の貸付	148	短期貸付金	302

- (注) 1. 資金の移動は、完全子会社との間における余剰資金を本社が集中的に管理し、資金の調達・運用を効率化するための取引であり、取引金額は期中の平均残高を記載しています。
2. 子会社の銀行借入につき、スポンサーサポート契約を締結したものです。
3. 子会社の銀行借入につき、担保提供を行ったものです。
4. 関連会社の銀行借入につき、スポンサーサポート契約を締結したものです。
5. 関連会社の銀行借入につき、担保提供を行ったものです。
6. 保証料の受領は行っていません。
7. 取引価格については、事業の規模や開発期間を考慮して、取引関係者との交渉の上決定しています。
8. 取引金額には、消費税等を含んでいません。期末残高には消費税等を含んでいます。
9. 複数の保証人がいる連帯保証契約で、保証人間の取決め等により、当社グループの負担割合又は負担額が明示され、かつ、他の連帯保証人の負担能力が十分であると判断される場合の、当社の負担額を表示しています。

(1 株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たりの純資産額 210円11銭

(2) 1株当たりの当期純利益 12円86銭

(注) 当社は、2018年8月29日の株主総会決議に基づき、株式報酬制度を導入しています。前事業年度において、同制度に関連して当社が金銭を拠出することにより設定した信託を通じて取得された当社株式は自己株式として計上しています。当事業年度において、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から同自己株式381,500株を控除しており、1株当たりの当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において同自己株式383,373株を控除しています。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。